

第二節 中 世

一 官務家領の熊野

鎌倉幕府

治承・寿永の乱（一一八〇—一八五）を契機に、源頼朝によって、東国を基盤とした武家政権が鎌倉に誕生した。鎌倉幕府である。この政権は鎌倉殿（征夷大將軍）と主従関係を結んだ御家人によって成り立っている。御家人は莊園・公領の地頭に補任されて、領内の年貢その他の徴収や治安維持を担当し、かれらのうちの有力な者が守護に任ぜられて管内の御家人を統制する体制を組織した。ところが京都には従前通り公家政権が存続しており、兩政権の主導権をめぐる抗争は避けられず、遂に承久三年（一二二一）後鳥羽上皇の院宣によって、鎌倉幕府討伐の挙兵となった。承久の乱である。結局、戦乱は鎌倉幕府方の大勝に終り、京都公家政権の勢力が著しく衰退し、かわって幕府権力が畿内以西へ急激に浸透してゆくのである。

安芸国の場合を概観してみると、守護宗孝親をはじめ、敵島神主佐伯氏ら多くの武士が京都方に加担したことから没落し、幕府の命により、東国に本拠をもつ御家人が守護・地頭となる。守護には武田氏が任ぜられ、地頭には、まず世能荒山莊に、下野国安蘇郡阿曾沼（栃木県佐野市）を本拠とする阿曾沼親綱が地頭に補任されるのである。その他に代表的例をあげると、大朝本莊には駿河国入江莊吉川村（静岡県清水市）を本拠とする吉川経光が地頭となっており、都宇竹原莊へは相模国西部の土肥郷（神奈川県足柄郡湯河原町）・早川莊（神奈川県

第三章 古代・中世

小田原市を本拠とする小早川茂平が地頭に任ぜられ、三入荘へは武蔵国大里郡熊谷郷（埼玉県熊谷市）を本拠とする熊谷直時が地頭となっている。

阿土熊野保

さて、鎌倉時代、熊野盆地には阿土熊野保があった。『壬生家文書』によると、一三世紀後半ごろに書かれた小槻有家申状に、阿土熊野保のことが記されている。それによると、太政官の御祈願所領である阿土熊野保は、小槻朝治の曾祖父広房が文治四年（一一八八）に、本領主某貞宗の寄進をうけて領家となり、建久七年（一一九六）に正式に便補保となったとしている。また小槻有家によって書かれたらしい官中便補地由緒注文案によれば、小槻永業流知行の三か所のなかに安芸国阿土熊野保が含まれており、一族の仙舜なる者の領有であることを明記している。ところで、この保は官御祈願所領の便補保であるが、隣接する世能荒山荘も官厨家領として、同じく小槻有家の領有となっていたことが知られる。官御祈願所領・官厨家領というのは、太政官が領有するもので、元来は中央政府の財源でまかなわれていたけれども、それが不可能となるに従い、一二世紀ごろ以後、その経費を捻出するため、臨時に指定した保（公領）をもって補填提出するという苦肉策をとらざるを得なくなるが、これを便補保と称するのである。

平安時代になると、太政官のうちで事務処理の煩忙な弁官局（左弁官・右弁官）の左大史・左少史、右大史・右少史が併合されて官務と称されるようになるが、一二世紀になると、元来左大史の職を世襲してきた小槻氏が右大史も兼ねて、いわゆる大夫史と称して官務家となった。この官務家がこれらの便補保を管掌するわけであるが、時日が経つに従って相伝の小槻家領となつてゆくのである。一三世紀には、小槻氏は永業流の大宮家と、隆職流の壬生家に分裂し、官務所職と家領をめぐって相続争いを繰り返した。

さて、阿土熊野保は文治四年（一一八八）に小槻広房によって官務家領となった。広房は叔父隆職が文治元年

(小槻氏系図)



(二一八五)源義経の奏請した、源頼朝追討の宣旨を奉行し

た責任をとって辞職したあとを襲って大夫史となり、建久

二年(二一九二)に隆職が復職するまでの六年間その所職を

担当した。ちなみに、隆職は復職後、建久九年(二一九八)

に子の国宗に職を譲るまで、七年間在職した。彼は永万元年(二一六五)兄の永業の死後をうけて官務となり、な

かに広房の就任期をはさんではいるが、前後実に三〇年近い在職で、その間に太政官内の官務の地位を確立し、

一方太政官関係所領の開発維持にも尽力して、その所有権を子孫に伝領することを計略し、壬生家の基礎を築い

た人物である。そうすると、阿土熊野保について、建久七年(二一九六)当時、正式に相伝の宣旨を獲得したのは

隆職であったということになる。だから文永ごろ(二二六四―七四)官務の有家は、大宮家の朝治が領有する三か

所の便補保と一緒に、この保も壬生家へ還付するよう訴訟をおこしているのである。文永十年(二二七三)三月二

十一日付の小槻有家施行状案によると、この年、和徳門院領開田莊(海田町奥海田)と、阿土熊野莊(保)との

間で紛争が生じ、官務たる有家がその処理にあたっているところから考えて、裁判の結果壬生家に還付されたら

しい。

すでに述べたように、隣接する世能荒山莊も官務家領として壬生家が伝領しているが、この莊も建久九年(一

一九八)隆職によって立てられているので、瀬野川流域および熊野川流域を併せた一円の領域が官務家領であっ

たことが知られるのである。世能荒山莊へは承久の乱後、阿曾沼氏が地頭として入っており、地頭代野村氏に

よる勢力が強く、一莊大略横領かといわれるほどであった。しかし地頭の勢力が熊野川流域へどの程度およん

できたか不明であるけれども、原則としては支配圏外であった。

二 大内氏支配下の熊野

東西条

建武けんむの新政しんせいを経て南北朝の争乱期にはいると、阿土熊野保に關しては『壬生家文書』にも見えないので、この保は官務家小槻氏の支配から離れてしまったのであろう。残念ながら、一四・一五世紀ごろの熊野の様子を語る史料がない。ところで、『長府毛利文書』所収で、弘治三年（一五五七）十一月七日付の毛利隆元判物によると、平佐七郎右衛門尉が西条のうち熊野村の草使を命ぜられている。この西条は安芸東西条の西条である。安芸東西条は一四世紀の末ごろに、大内義弘が室町幕府三代將軍足利義満から拝領したと伝えられ、応永おうえいの乱（応永六年、一三九九）後は没収されたらしいが、それから二〇数年を経た応永三十二年（一四二五）になると、大内盛見が東西条内の内海村（豊田郡安浦町内海）を、竹原の小早川弘景に預け置いているので、このころには再び大内氏の所領となつたらしい。ここはその後幾度か一時的に大内氏の支配の手から離れることはあつても、一六世紀なかばに毛利氏が支配するまで、大内氏の安芸国における最大の拠地として維持され続けるのである。熊野盆地一帯もまた、その当初から東西条に含まれ、大内氏が直接支配していた可能性が大きい。この地から有力な国人領主が出現していない理由も、その所為であるかもしれない。

ちなみに、隣接する瀬野川流域には、蓮華寺山麓の鳥籠山城を本拠とする阿曾沼氏が、有力な国人領主に成長していった。南北朝の動乱期には、同氏は北朝の室町幕府方に加担していた武田氏（佐東銀山城）のもとに参加し、毛利・吉川・熊谷の各氏らと共に、各地を転戦した。ところで一五世紀なかがころ、武田氏が敵島神主家と佐西郡の所領の境界をめぐる戦闘状態になると、大内氏が敵島神主家を支援して積極的に軍事介入し、やがて

武田氏を抑えて芸南一帯で優勢となった。そうすると、阿曾沼氏も武田氏の麾下から離れて、大内氏の傘下に加わっている。そして応仁・文明の乱（一四六七—七七）においては、同氏は厳島神主家・平賀（東広島市高屋）・天野（東広島市志和）・竹原小早川・野間（矢野町）の各氏と共に、大内政弘の率いる軍勢に参加して出陣し、山名宗全方の西軍に属して奮戦した。西軍に参加した国人領主は、主として大内氏の拠地東西条とその周辺の者達であった。一方、武田氏をはじめ毛利・吉川・沼田小早川の各氏は、細川勝元方の東軍に属した。このように、安芸国では国人領主層を二分して対立抗争することになったわけである。戦闘は京都とその周辺のみにとどまらず、地方へも波及し、安芸国内でも戦闘が繰り返され、なかでも東西条の拠点鏡山城をめぐる攻防や小早川氏の拠城高山城をめぐる攻防がよく知られるところである。

ここで矢野の保木城を本拠とした国人領主野間氏について触れておきたい。野間氏の矢野の地への入部は、文安二年（一四四五）、野間重能が幕府の將軍足利義政から、この地を与えられたときであると伝える。その全盛期の支配領域は、矢野を中心に坂・吉浦・呉に及ぶ沿岸一帯と、後背の険峻な山々を越えて、熊野盆地西部の平谷・川角・押込・焼山・苗代を含む一帯であった。野間氏は安芸に來住して以後、一貫して大内氏の麾下に属していたと考えられ、『毛利家文書』によると、長祿元年（一四五七）に大内政弘が沼田小早川氏を攻めた際、野間公光が大内方に馳せ参じて戦死している。すでに述べたように、応仁・文明の乱においては、大内政弘の軍勢に加わって奮戦しており、沼田高山城の攻防の際には、文明六年（一四七四）のことであるが、在京の政弘が竹原小早川氏への使者として、野間兵部少輔を遣わしている。この兵部少輔は野間氏全盛期をきずいた興勝ではあるまいか。

熊野要害

さて、大内政弘は明応四年（一四九五）に死去したが、跡を嗣いだのは義興であつた。彼は山口在住の足利義材（のち義尹と改名）を擁して上洛の機会を窺っていたが、永正四年（一五〇七）十二月いよいよ大軍を率いて進發した。大内義興は翌年に入京して義尹を將軍職に復歸させることに成功し、その後およそ一〇年間在京して幕政に参加した。その間に、出雲国の富田月山城（島根県能義郡広瀬町）を本拠として、山陰に勢威を振っていた尼子経久が、伯耆・石見へ侵攻した後、大永三年（一五二三）には南進して安芸へはいり、大内氏の拠城鏡山城（東広島市西条町）を攻撃した。尼子軍はすでに武田・毛利・吉川の諸氏の軍をしたがえており、鏡山城は大永三年六月に陥落した。この前後に東西条周辺の国人領主層、天野・平賀・阿曾沼・野間の諸氏も、相次いで尼子氏の麾下に加わり、またたく間に安芸国一円は尼子氏の支配下に入ってしまったのである。

そこで、大内義興側が反撃に出ることになるのであるが、大永四年（一五二四）には佐西郡の敵島社領を奪還し、大永五年（一五二五）三月には毛利元就を大内氏方へ寝返らせることに成功した。元就はこの後天文二十年（一五五一）に大内義隆が殺されるまで、一貫して大内氏の麾下に属して、漸次勢威を拡大強化してゆくのである。ついで大永五年四月には、大内義興の部将陶興房が野間氏を攻めて降服させ、志芳の天野氏も帰順させている。そして翌々年の大永七年（一五二七）にはいって、大内軍が再び動き出し、こんどは阿曾沼氏の攻略にとりかかる。まず大永七年（一五二七）二月九日に熊野要害を切落している。熊野要害の切落しについては、『石井英三氏所蔵文書』その他にみえるが、いま『萩藩閥閥録』所収の「天野毛利文書」の天野興定合戦分捕手負注文によると、この合戦において大内氏方の天野興定の郎從僕徒が一八の首級をあげている。そのうち財満源三郎が野村五郎兵衛の頸を討捕っており、また澁賀孫左衛門尉が梶山新左衛門尉の頸を分捕っていることが注目される。野村五郎兵衛というのは阿曾沼氏の重臣野村氏の一族であらう。また梶山新左衛門尉も阿曾沼氏の家臣で

あることは間違いない。そうすると、熊野要害に拠っていたのは阿曾沼氏の軍勢であつたわけで、この時期、熊野盆地は阿曾沼氏の支配下にあつたのである。

ちなみに、『平賀文書』所収の大永三年（一五二三）八月十日付の安芸東西条所々知行注文案をみると、東西条のすべての村々を列記しているにもかかわらず、阿土村はみえても熊野村はみえない。この知行注文は尼子軍によって鏡山城が陥落させられた直後に、尼子経久のもとに差出されたものである。阿曾沼氏知行分としては、東之村二〇〇貫・寺家村三五貫・三方三〇〇貫・田口村三五貫、合計五七〇貫が登載されているにもかかわらず、熊野村がみえないということになると、大永三年当時は大内氏領西条に含まれていなかったといえよう。そうなれば阿曾沼氏が熊野村を大内氏領から奪取したのは、それよりもかなり古く永正年間（一五〇四—二〇）まで遡ることになるかもしれない。大内義興に随って在京していた銀山城主武田元繁が永正十二年（一五一五）帰国して、公然と大内氏に楯をつくのであるが、このころ阿曾沼氏や野間氏も同調して大内氏から離反し、西条のうち、阿曾沼氏が熊野村を奪取して自領に組入れ、一方野間氏が平谷・川角・押込・焼山など熊野盆地西部を自領へ加えたのではあるまいか。永正十二年（一五一五）におきた敵島神主家をめぐる神領衆の分裂抗争では、阿曾沼氏・野間氏は武田氏と一緒に行動している。それから永正十五年（一五一八）に山口へ帰国した大内義興も、武田氏および同調する反大内勢の攻勢には手を焼いている。

ところで熊野要害は何処にあつたのであるうか。熊野盆地内には代表的城跡として、標高五九三メートルの城山の頂上にあつたといわれる嵩山城と、標高四一八メートルの土岐城山頂にあつた土岐城とがあげられる。

『今仁文書』所収の大永七年（一五二七）三月十九日付の弥富依重軍忠状によると、大永七年に熊野にいたり御陣替え以来、所々において馳走し、同年二月二十三日に船越へ移動して日村山（日浦山）城の戦では矢疵を負

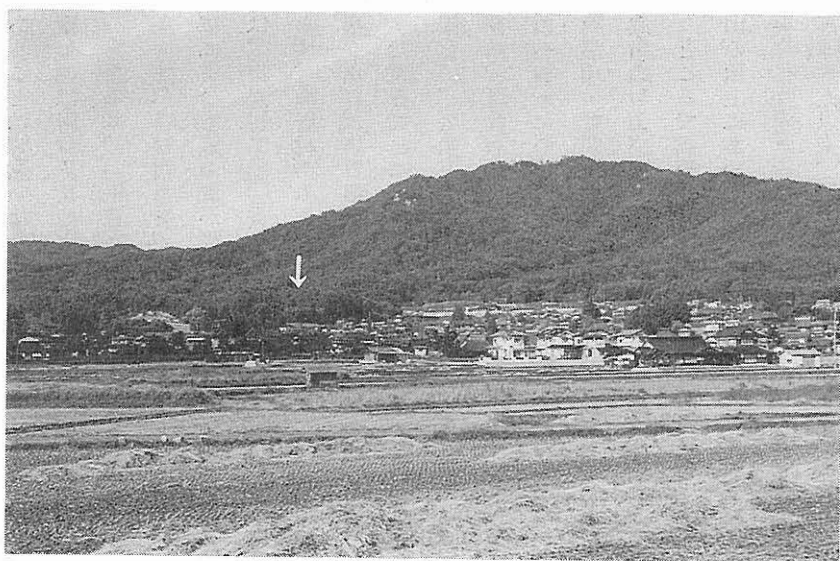


図3-2-1 嵩山城跡（中央丘陵頂部）と堀之城跡（矢印）

い、三月八日の鳥子山（鳥籠山）城の攻撃でも活躍した旨を詳記している。注目されるのは熊野の御陣替えすなわち、陣が入れ替ったといっていることである。すなわち熊野要害は阿曾沼氏の軍勢が引揚げたあと、大内氏によって陣替えが行われたわけである。『芸藩通志』によると、嵩山城は菅田豊後なる者が居するところであったと記している。天文二十年（一五五一）当時、大内氏領東西条の掎城槌山城（東広島市八本松町）城番に菅田越中守と称する武將のいたことが知られているが、菅田豊後なる者はその城番の一族であったのであろう。すなわち槌山城の支城的役割を果たしていた嵩山城の前身が熊野要害であると考えてまちがいないであろう。

さて、『今仁文書』所収の弥富依重軍忠状にたちかえると、大内氏の軍勢は熊野要害を切落した後、阿曾沼氏側のもう一つの重要な属城であった船越日浦山城の攻略にうつった。この日浦山城を陥れた後、いよいよ鳥籠山城を包囲したが、大永七年（一五二七）三月十

八日にいたり、阿曾沼氏側は重臣野村木工^{のむらもく}の切腹と引きかえに降伏して、大内氏の軍門にくだったのである。

このあと安芸国の国人領主層の盟主的地位は、武田光和^{たけだみつあき}から毛利元就へと移っていった。元就は大内氏との關係を一層緊密なものとしていったが、そうになると、出雲の尼子氏側からみると、安芸国への支配を挽回するために攻撃すべき目標は、毛利氏の拠城吉田郡山城^{よしだごおりやまじょう}ということになる。天文九年（一五四〇）九月、尼子詮久^{あまこあきひさ}は三万の大軍を率いて郡山城を囲んだのであるが、毛利元就は持久戦の後に大内軍の支援を得て、翌年正月ついに尼子軍を敗走させた。そして天文十年（一五四一）五月、大内氏と毛利氏の連合軍は佐東銀山城を攻めて武田氏を滅ぼした。やがて毛利氏は旧武田領を大内氏から預けられて、広島湾頭へと進出してくるが、熊野盆地の大半は依然として大内氏支配下の東西条に属しており、その西部は野間領であった。

矢野要害

ところが、天文二十年（一五五一）九月、大内義隆が家臣陶隆房^{すえたかみき}（晴賢^{はるかた}）に叛かれて自殺したことにより、防長芸備の形勢は大きく転換していった。この事件に際し、毛利元就は陶隆房と内通して広島湾頭へ出兵して、銀山城の大内方給人らを降伏させている。しかし天文二十二年（一五五三）、石見^{いわみ}の吉見正頼^{よしまさより}が陶隆房に叛いて挙兵したのを契機に、翌天文二十三年（一五五四）五月、毛利元就も叛旗をひるがえし、たちまちのうちに銀山・己斐・草津・桜尾の諸城を陶氏方から奪取し、厳島も占領下におさめた。鳥籠山城の阿曾沼秀^{ひろひで}は逸速^{いははや}く毛利方に加わって転戦しているが、矢野保木城^{やのほきじょう}の野間隆実^{のまたかぎね}はその去就を明かにせず、在城のままであった。明けて弘治元年（一五五五）三月にいたり、隆実は安芸府中の白井賢胤^{しろいかたね}と手を結んで遂に反毛利の兵を挙げ、当時すでに毛利氏配下にあった海田・仁保を攻撃した。四月にはいって毛利方三、〇〇〇余の軍勢は、保木城を中心とする矢野要害をとり囲み、四月十一日の尾頸丸明神山口^{おくびたまみょうしんやま}の激戦において野間軍を撃破した。野間方の敗残兵は降伏し、保木城を明け渡して一応和談にもち込んだようであるが、城から出てきた者たちは約束とは異なり、

皆殺しされている。ここにおいて、熊野盆地の西端の平谷・川角・押込・焼山など、野間氏の所領は毛利氏支配の所領に繰り込まれることになったのである。

さて、ここで矢野要害の攻撃直前の熊野における情勢について触れておく。山口県文書館所蔵の『譜録』の弘治元年（一五五五）三月二十六日付、小早川隆景書状によると、毛利氏側は阿曾沼氏重臣の井上宗右衛門に對し、阿土番衆を申付けるとともに、熊野の警固が肝要であることを伝えている。すなわち矢野要害攻撃の直前に、阿土・熊野一帯はすでに大内氏側の軍勢が退散させられており、毛利氏側の命をうけた阿曾沼広秀の軍勢によって管理をまかされていたことが知られるのであり、矢野保木城の後背地が毛利氏側の軍勢の手に落ちていたことが明らかである。光教坊所蔵の同寺縁起に、熊野要害城山の菅田豊後守が天文の兵乱に際し、毛利元就に滅ぼされたと伝えている。すでに指摘したように、菅田豊後守は当時東西条槌山城城番菅田越中守の一族と考えられるので、彼等の滅亡は矢野要害攻撃よりも早い時期で、おそらくその直前であったことを裏付けるといえよう。毛利元就と陶隆房（晴賢）とが命運をわけた敵島合戦は、弘治元年（一五五五）十月一日であった。周知のとおり、この合戦は毛利元就の勝利となり、その後、彼は防長へ兵を進め、弘治三年（一五五七）四月、陶氏に擁立されていた大内義長を滅ぼして、防長二か国を制圧したのである。

三 毛利氏支配下の熊野

熊野代官

大内氏の滅亡後、安芸東西条は毛利氏による直接支配下におかれたので、熊野盆地も当然その配下に属することになった。『熊谷家文書』所収、弘治二年（一五五六）十月二十八日付の毛利氏年寄連

署知行打渡状によると、可部の熊谷殿(信直)代の細迫左京亮が毛利氏から西条のうち、阿土五〇貫・熊野五〇貫・小方村一〇〇貫、合計二〇〇貫の地を知行されている。たぶん厳島合戦の功賞として与えられたのであらう。

また岩国徴古館所蔵の『藩中諸家古文書纂』はんちゅうしよかこもんじようさん弘治二年(一五五六)三月十四日付の毛利隆元宛行状によると、中村次郎左衛門の場合、彼は戦功の賞として、まず西条熊野の田一町五段を知行され、ついで同じく弘治二年八月二十九日付の毛利氏奉行人連署打渡坪付によると、彼は熊野村のうちで、

一、田九反小 分錢三貫九百文
左衛門四郎つくり 一、田貳反大 分錢老貫五百文
物申かいち 一、田五反 分錢貳貫百文

合田老町七反小 分錢七貫五百文

を知行され、ひきつづき十一月十八日付にては

一、田一反 四百目 北迫三之允
一、田一反 三百目 中す孫左衛門
一、田一反 四百目 中多ノ太四郎
一、田一反 三百目 兵衛原三三郎

以上老貫四百目

一、六貫四百目以前渡し申候 二度ニ合七貫五百目(八)

が知行されている。すなわち中村二郎左衛門は三月十四日に一町五反、八月二十九日に一町七反小、分錢七貫五〇〇文、十一月十八日に分錢七貫八〇〇文の給地が宛行われているのである。三月十四日に宛行われた分錢は

不明であるが、八月二十九日の場合を参酌すると、およそ七貫文前後であろう。三回分を合計すると、およそ二貫前後となる。その場合、毛利氏奉行人が連署した打渡坪付を作成して交付する例であった。八月二十九日の場合には、まず「せんだんの木村」、「左衛門四郎つくり」、「物申かいち」と作人の名を記し、ついで耕地面積と貫高表示の年貢高とを一筆ごとに記しており、十一月十八日の場合は耕地面積・貫高表示の年貢高・作人名とを一筆ごとに記している。作人とは年貢その他の負担を義務づけられた直接耕作者を指すのであろう。それから十一月十八日の給地打渡坪付は七貫八〇〇文を二度に分けた残部一貫四〇〇文分の支給であったことを知るが、このように支給地が一括してまとめられないときには分割して小間切れに順次給付していった点が注目されるのである。このように一筆ごとに作人名を明記して給付する方法は、従来の名単位の名主による貢納制が崩れた後に採用されたものと考えられるので、この時期の熊野一帯ではすでに名体制なるものが崩壊してしまっていたのであろう。

さて、熊野は弘治元年（一五五五）三月ごろ、毛利氏方の阿曾沼氏がその管理を委託されていたことを指摘したが、弘治二年（一五五六）における給地のあり方をみると、毛利氏は厳島合戦の勝利後に直接支配のいわゆる公領に組入れたとみてよい。そして弘治三年（一五五七）には熊野草使が任命されているのである。『長府毛利文書』所収の弘治三年十一月七日付の毛利隆元判物によると、平佐七郎右衛門尉就貞がその職に就いている。草使というのは代官のことで、その職務は任地の管理を担当し、あわせて公領年貢の収納・反銭・夫役の徴収等にあたるものと考えられる。なお、同文書所収の弘治四年（一五五八）五月七日付、平佐就貞宛の毛利隆元宛行状によると、当時の熊野村は三〇〇貫の地であったことが知られ、また草使料が設けられ、村内四か所の地を給付されたのであるが、具体的な坪付などは不明である。平佐就貞が草使（代官）であったのは、天正十三年（一五八五）

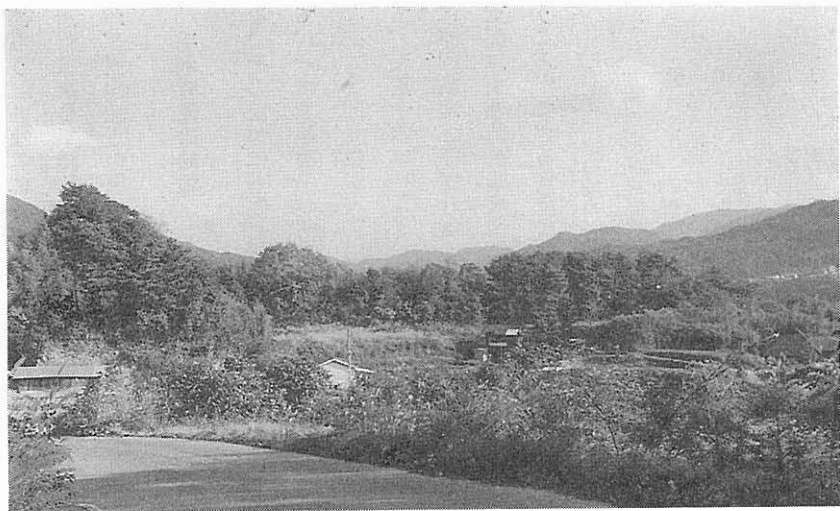


図3-2-2 堀之城跡全景

まで、約二八年間におよぶ長期間であったようで、『長府毛利文書』所収、天正十三年四月九日付、平佐七郎右衛門尉宛の毛利輝元安堵状^{てもとあんどうじょう}によれば、就貞の子息七郎右衛門尉が従前どおり熊野村代官を申付けられていることを知る。かれの子息が何時までその職にあったかは不明であるけれども、要するに熊野代官の支配は平佐氏父子二代、三十数年以上も続いたのである。前掲同日付の別紙安堵状には、全知行地が列記されており、平佐氏は山県郡上本地今田分守藤名一町(？)・高田郡多治比宗末名一町・矢野一貫・熊野村内賦残散田畠四貫八〇〇目・草使料および吉田太郎丸内屋敷一字一二〇歩を知行されていた。上本地の給付年時は不明であるが、多治比^{たじひ}分は永禄三年(一五六〇)の給付であり、熊野村内の草使料四か所と賦残散田畠は弘治四年(一五五八)の給付である。矢野のうち一一貫の給付年時は、矢野要害陥落後の弘治二年(一五五六)の給付で熊野分よりはやい。このようにみてくると、代官平佐就貞の知行地は厳島合戦前後以降に急激に加増されていたことが知られるが、この傾向は毛利氏家臣全般にみられる現象で

あろう。ちなみに本拠の屋敷が吉田郡山城下にあり、妻子はそこに常住し、就貞自身は熊野代官所と郡山城とを適時往復して職務を遂行していたことが知られる。なお熊野代官所の所在地については、それを知る史料はないが、嵩山城下の堀之城あたりを当てるのが妥当なところであらう。

毛利家臣の給地

それから『野坂文書』所収、厳島社領の御子内侍・ねねい内侍・六老内侍・七老内侍の打渡坪付のなかに、熊野に給地を与えられた毛利氏家臣のうちいくつかを数えることができる。

そのなかに平佐七郎右衛門の名もみえるのである。そこで煩瑣ではあるが、四人の内侍の給地坪付を掲げて、一六世紀後半の給人等の農村における実態について考えてみたい。これらはいずれも、毛利氏検地役人内藤与三右衛門元榮が天正二十年（文禄元年・一五九二）二月五日付で打渡したもので、これは豊臣政権の要請をうけて、天正十六年（一五八八）から天正十九年（一五九二）にかけて、毛利氏が独自に領国内に断行した検地で、一般に惣国検地と呼ばれるものである。その方法はいわゆる太閤検地の新しい原則を遵守しておらず、むしろ大内氏支配以来の伝統的慣習に従っているようである。その点では厳島合戦後における、毛利氏による給地の実態を窺うことができる貴重な史料である。

○御子内侍給地打渡坪付写

芸州阿南郡熊野村打渡	喜三郎田上町七ツ二万	道かきり	見玉但馬守給
家かきり	麦まき		藤左衛門
田老反廿歩	米五斗五升		同給
寺かいち下ミちかきり			源三郎
屋敷六十歩			
ほりきり下	道ノ下		平佐七郎衛門給
畠三十歩	代九文		三郎衛門
上ノ迫町五ツ	中きしかきり	道かきり	見玉但馬守給
田九十歩	米老斗		源三郎

一ツ町二所合 上町一ツ又上二小町そ小
田九十歩 米壹斗

同所

屋敷廿歩

下馬場 家より上畠三十歩
畠六十歩 上々家かかり下

同所 代十六文

十玉道二所合 上上町 九ツ 道かかり 上はきしかきり

田半

同所 中きし下 田より上 代十六文

畠六十歩

馬場 屋敷 一所大 此内畠四十歩代三十文

同所 町二十一上々上 田ハハひろし 半分麥まき

田壹反九十歩 米七斗三升

土居ノ上山少有 丑刁道かかり 上ハきしかきり
三ツ二ツ麥まき はハひろし 在之

田壹反廿歩 米五斗四升

窪田上

田壹反小 米壹石二斗

向との上々 麥まき 町三ツ

田三百歩 米六斗貳升

同所 上麥マキ 道ハさミ 町六ツセハし ぐわ木かかり

田壹反九十歩 米九斗六升

同所 上々麥マキ 道かかり キンかかり 町六ツ

田小

米貳斗五升

口村下 町五ツ

田半 米四斗三升

まつふろ 上々 麥マキ道より上下 町六ツ しもハくわ木かかり

田壹反 米九斗

中村 上くわ木かきの木あり

畠九十歩 代五十文

同所 中町十七 道ノ上下

田壹反六十歩 米九斗七升

波根小七郎給 次郎九郎

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 同人

第三章 古代・中世

中須かノ脇 中ノ上 町五ツ 道かきり
 田六十歩 米壹斗
 いけのくろ 水田 下 米四升
 田四十歩
 桑ノ追 町四ツ 麦マキ 下 又上ニ町一ツ有 出入アリ
 田小 米貳斗

波根小七郎給
 四郎兵衛
 羽仁新兵へ給
 次郎兵へ 四郎
 波根小七郎給
 自作
 七郎左衛門

田畠老町貳段四十歩
 以上

分米八石八升壹合
 屋敷三ヶ所

天正廿年

内藤

二月五日

与三右衛門判

御子内侍

○ねゝい内侍給地打渡坪付
 (前關)

田半 米二斗五升
 いの木かいち 田一反大 米老石
 友信 田貳段 米老石二斗
 井ノ尻 田一反半 米老石
 竹ノ下 田貳段 米一石三斗
 同所 田半 米貳斗

同 人
 同給 助二郎
 同給 太郎左衛門
 同給 藤衛門
 (同給) 藤衛門
 同給 人
 同 人

同所

米貳升

堂免

米六斗三升

郷地がいち

屋敷六十歩

田畠町四段十歩

已上
分米八石六升

屋敷三ヶ所

天正廿

内藤

二月五日

与三右衛門尉（花押）

ねゝい内侍

○七老内侍給地打渡坪付

芸州阿南郡熊野村打渡

よこ山

畠耆反六十歩 代貳百廿四文

同所

屋敷九十歩

同所

田三百歩

米五斗

同所

畠小

代三十□文

中ノ坪

田四反大

米三石二斗

四ツまち

屋敷六十歩

同所

畠六十歩

代十六文

同所

畠六十歩

代十六文

第二節 中

世

同給

人

平佐七郎右衛門給

長平庵

坪井惣右衛門給

三郎右衛門

弘九郎左衛門給

六郎衛門

同給

人

同給

人

同給

人

同給

四郎二郎

同給

与太郎

同給

人

同給

人

第三章 古代・中世

同所 田三反半 米二石四斗五升
 村屋かいち 田老段 米七斗

半田 田九十歩 米老斗五升

同所 田大 米四斗六升

せんかうほう 田大米 三斗五升

うわあはら 屋敷六十歩

以上 田畠老町三段九拾歩
 分米八石八升貳合

屋敷三ヶ所

天正廿

内藤

二月五日

与三右衛門尉(花押)

七老内侍

○六老内侍給地打渡坪付案

(前關)

ところ

同所 田老段小

米九斗

同所 田老反半

米老石

こふけ 田式段小

米老石五斗

同所 田老反大

米老石老斗五升

同所 田大

米四斗六升

同給 人

内藤市助給

吉藏 ○コノ上ニニ 貼紙シテ 「源四郎」

児玉但馬守給

同給 源三郎

太郎左衛門

弘九郎左衛門給

左衛門三郎

波根小七郎給

六郎三郎

新助先給

藤左衛門

同給 小四郎

福原孫兵衛給

左衛門五郎

同給 九郎衛門

同給 人

同所
田壹段
米六斗

同所
田耄反六十步 米六斗五升

こんがう免
田小十歩
米貳斗壹升

いくなん
畠三百歩
代貳百五十文

田半 米三斗五升

代百三十式文

同所
畠二十步
代六文

山田六十歩
米六升

代百文

同所
畠式十步
代三文

同 司
所 畠六十步
代拾六文

司 所 畠三十步 代六文

畠九十歩
代貳十四文

屋敷六十歩
道祖ノ本

田四十歩 米三升
から原

同所 屋敷六十步

同所 田六十步 米八升

同所 鼻六十步 代二十四文

田三十步 米三升

第二節 中世

同給
七郎左衛門

同給
九郎衛門

内藤市助先給
治部

羽仁新兵衛先給
源二郎

内藤市助先給
四郎左衛門

同給
同
人

同給
同
人

同給
三郎兵衛

同 同
台 同給
人

同治部

同 同
合 麦 經
法

同彦十

四郎左衛門

同 人

作人無之
内藤市助先給

彦左衛門
同給

同給同人

同給同
人

同
人

第三章 古代・中世

同所 畠大	代貳百文	同給 四郎左衛門
同所 畠半	代百五十文	同給 治部
同所 畠半	代百五十文	内市 自作
水ノ木ノ本 屋敷六十歩		同給 三郎兵衛

以上 田畠町五段大三十歩
分米八石八升七合

屋敷三ヶ所

天正廿年

内藤

二月五日

与三右衛門尉判_在

六老内侍給

まず、御子内侍の給地の場合をみると、田・畠・屋敷それぞれ一枚ごとに名請_{なうけ}の作人_{さくじん}が明記され、その肩に内侍給地となる前の給人_{きゅうにん}名が丹念に注記されている。先給人は児玉但馬守・平佐七郎右衛門、波根_{はね}小七郎・羽仁_{はに}新兵衛の四人、そのうちの平佐七郎右衛門は熊野代官で、字堀切_{あき}の畠三〇歩（作人三郎衛門）を一枚のみ給せられている。

さて、注目されるのは波根小七郎で、彼は集中的に一〇枚の田畠、屋敷を給付されており、作人左衛門五郎の屋敷二四〇歩・田二反一二〇歩、作人次郎九郎の屋敷三〇歩・田二七〇歩・畠六〇歩、作人四郎兵衛の田六〇歩、作人七郎左衛門の田一二〇歩とからなっている。ところが見せ消しとなって自作分三か所と居屋敷が存在するのである。これは波根小七郎が給付後に、左衛門五郎の屋敷に住みついて田二反三〇歩を自作したことを示すらしい。馬場_{ばば}という字_{あき}は現在も萩原にあるが、そこであろう。この打渡坪付給付の一月余を経た天正二十年

(二五九二) 三月二十五日付の『敵島野坂文書』所収、安芸国安南郡熊野村敵島社家内侍領人掃帳ひとばらいちようによると、御子内侍給地には源三郎・次郎九郎・左衛門五郎の三軒が記入されている。すなわちこの打渡坪付と一致するわけで、このころ左衛門五郎は女房と二人、波根小七郎と共に住んでいたのである。二四〇歩の屋敷地は源三郎の六〇歩、次郎九郎の三〇歩と比較すると、随分広いもので同居は可能である。この左衛門五郎は六老内侍給地内の福原孫兵衛給の字あきこふけにも田二反一二〇歩の作人として名を連ねており、おそらく熊野村でも有力な農民の一人であつたらしく、給地に住みつく地侍ぢざむらいはこのような在地の有力農民と結託し、自作しながら給地の経営に当たつたのである。なお波根小七郎給の作人六郎三郎の屋敷六〇歩は、七老内侍給地に含まれている。これは内侍給地には三家づつを所屬させる施策から生じたものと解釈されるが、このような施策はすでに従前からあつたものと推測され、波根小七郎のような地侍層は給地のなかに家も三軒前後はば均等に給付されたものと見做される。その目的は、平時の場合には地侍自身の自作地の耕作や夫役の徴発のため、戦時の場合には陣夫として徴発するためであろう。そして熊野の地侍層は代官平佐氏の一所衆とでも称すべき存在であつたと考えられる。

それから代官平佐七郎右衛門の給地は、御子内侍分に畠三〇歩、ぬゝい内侍分に田一反、六老内侍分に田四〇歩と、三枚存在しているが、このように一枚づつ分散しているのは、『長府毛利文書』所収、弘治四年(一五五八)十二月二十六日付、平佐就貞宛ひらさなりさだの毛利隆元宛行状にみえるところの、熊野村内賦殘散田不作分田畠四貫八〇〇目のうちに含まれる分に相当するものと推測される。六老内侍分の字道祖ノ本の田四〇歩に作人がないこと、ぬゝい内侍分の、堂免の田一反が長平庵となつて作人名が欠けていること、などによって裏付けられる。

ところで御子内侍分の打渡坪付について気付く点がある。ひとつは田に麦を播いていることである。畠に注記がないところから考えて、明らかに二毛作である。一六枚の田のうち八枚に植付けられており、面積でみると、

一町一反一六〇歩のうち、六反六五歩を占め約五〇％強の作付率である。つぎは一例のみであるが、作人二郎兵衛の畠九十歩には桑と柿が植えられていることである。桑が植えられているところから察して、わずかではあろうが養蚕も行われていたのである。

さて、ねゝい内侍給地の場合は前欠のため全体を知ることができないけれども、七老内侍給地の場合には、大部分が弘九郎左衛門の給地であったことを知るのであるが、弘とは弘中ひろなかであろう。つぎに六老内侍給地の場合には合計田畠一町五反余のうち、その半分近くが福原孫兵衛の給地で占められており、ここで注目されるころは内藤市助の給地である。市助は一九枚の田畠を給付されているが、田は三枚のみで畠は十六枚と断然多く、そのうえ一反にも満たない小規模のものばかりである。彼は畠一八〇歩を自作しているので、波根小七郎と同様に村内に居住する地侍と見做されるが、小七郎に較べると処遇の差も大きいので、毛利氏家臣団のうちでも一層身分あるいは地位の低い存在に過ぎなかったであろう。その点、支給された家三軒も小規模のものばかりであることも注目してよい。

それから給人のうち、字「あきとろ□」で田三反足らずを支給されている新助という者が注目される。彼は苗字がない。このような苗字をもたない者は一般に中間か小者と称される最下級の家臣と考えてよからう。

以上、毛利氏の公領となった熊野村は代官が設置され、平佐七郎右衛門尉父子が三十数年の長期間にわたり管理運営に当たり、村内には譜代福原氏の一族である福原孫兵衛や元就の近習から重用された児玉氏一族の児玉こだまた但馬守じまのかみなりもち就近らも給地をもっていたが、村内に居住して半土半農の地侍層の下級家臣団を構成した波根小七郎・内藤市助、小者らしい新助などまで含むところの、実に多数かつ多様な者たちに、田畠一枚ごとに作人屋敷を加えて細分されていたのである。

熊野の厳島社領

毛利氏が厳島神社の社家・供僧・内侍の給地を、熊野において与えたことは周知のところである。すでに掲げたように、現存する打渡坪付をみると、その大部分は厳島合戦後に家臣達に細分給付していた知行地をとりあげて割き与えたのである。その給付時期は、『野坂文書』所収の天正十五年（二五八七）九月晦日付の、安芸国安南郡熊野村厳島社領名寄坪付が早い例で、御子内侍・ねい内侍・七老内侍・六老内侍らに与えられた打渡坪付が天正二十年（一九九二）二月五日付であるところから考えて、およそ天正年間の末に一括して給付されたようである。ちょうど毛利氏の惣国検地と重なる。

打渡坪付によると、内侍の場合の給地は、御子内侍は分米八石八升一合、ねい内侍は分米八石六升、七老内侍は分米八石八升二合、六老内侍は分米八石八升七合であるから、各人平均して分米八石八升前後の収入を算定基準とした田畠の給付であった。また社家飯田宮内の場合の給地は、安南郡熊野郷内にて二三石八斗一升四合、佐西郡平良荘にて三石八斗五升、佐西郡友田郷にて六石一斗五升二合、合計三三石八斗一升六合分の分米分の田畠給付で、熊野が中心であった。『野坂文書』所収、天正十八年（一九九〇）十月三日付の厳島社社家飯田宮内給地打渡坪付には、

茶木品

田四畝

米五斗

いのきかいち

田老段三畝

米壹石三斗

とものふ

田老段九畝

米貳石一斗

かわす

田拾歩

米三升

かわす

田老反

米老石三斗

かうち垣内

中屋敷三畝

代二百十文

かわす

二郎右衛門

おとうまる

弥三郎

同人

岡ノ

藤右衛門

こうちノ

三郎右衛門

同人

第三章 古代・中世

ほりた道狭

田七畝

米八斗

こもぞう

中屋敷三畝

代二百十文

同所道狭屋敷前

畠七畝

代二百文

せんかうの

七郎左衛門

こもぞう

助兵衛

同人

と記されている。これは一部分に過ぎないが、前掲の内侍分の打渡坪付と較べると、まず先給人名が記されていないことに気付く。これは省略したか、あるいは田畠一枚ごとに給主が入組んだところでないからであろう。それから田積表示に「畝」を使用しているから、三六〇歩一段制でなく、三〇〇歩一段制を採用している。これは太閤検地の方針に従ったのであろうけれども、惣国検地においては検地竿も不統一のままであったわけである。また内侍分では屋敷に分米分錢表示をしていないが、社家分では分錢表示をしている。このように検地年時が異なれば、熊野盆地内にもかかわらず、不統一な体裁のままで打渡坪付がなされているのである。なお注意をひくのは、字に「かわすミ」がみえることである。これは川角のことで、野間領であったところが熊野郷(村)に復帰していることを示している。

さて、熊野の厳島社領については、天正二十年(一五九二)の人掃帳が残っている。人掃とは豊臣政権が天正十九年(一五九二)に全国一斉に戸口調査を命じたもので、毛利氏もそれに応じて領国内に実施したのである。その目的は朝鮮出兵にそなえ、陣夫役その他の徴発の基礎台帳とするためであった。『厳島野坂文書』所収、天正二十年三月二十五日付、熊野村社家内侍領人掃帳によると、社家二人・内侍一七人分それぞれに所属する家数および家長とその家族人数を列記している。いま御子内侍・ねゝい内侍・千代松内侍・社家田右兵衛の給付分のみ摘出してみる。

御子内侍給

家一間 源三郎並ニ女房 合貳人

家一間 次郎九郎並ニ女房 合貳人

家一間 左衛門五郎並ニ女房 合貳人

.....
ねい内侍給

家一間 三郎右衛門並ニ女房 源三郎並ニ女房 合四人

家一間 四郎二郎並ニ女房 合貳人

家一間 七郎左衛門並ニ女房 彦二郎 合三人

.....

千代松内侍給

家一間 太郎左衛門並ニ女房 弥三郎 合三人

家一間 西惣兵屋敷 鍛冶法 元おや 合三人

家一間 与三左衛門並ニ女房 女子 合三人

.....

田右兵衛給

家一間 太郎左衛門 うは 二郎太郎並ニ女房 弟 合五人

家一間 五郎衛門並ニ女房 才二郎 女房女子 合五人

家一間 年六十四五 太郎左衛門並ニ女房 合貳人

家一間 年六十年 三郎兵へ 但老人

家一間 年六十年 太郎右衛門並ニ女房 合貳人

第三章 古代・中世

家一間 二郎四郎並ニ女房 合式人

家一間 彦九郎並ニ女房 合式人

家一間 太郎二郎 弟 母共ニ 合三人

家一間 二郎兵へ並ニ女房 彦三郎 合三人

あき家一間 源二郎あと

同日付の人掃帳ひとばらいちようは棚守殿御内三浦殿宛提出のものと、三宅利右衛門殿宛のものとの二通が残されているが、合せて社家二人・内侍一七人分という数は、熊野村内にて給地された者の大部分を占めると考えられ、かれらに給付された家数の合計は七〇軒(空家を含む)、人口一八三名である。この場合の家は前掲の御子内侍給・七老内侍給の打渡坪付と照合してみると、屋敷持ちの作人名と一致し、いずれも三軒である。すでに指摘したところであるが、内侍一七人の給地はほぼ均等で、一人当り分米八石八斗前後を算定基準とした田畠の支給である。給家の場合も全く均等で、一人当たり三軒ずつの支給である。

さて、登載された人について、人掃帳は「上ハ七八十歳を限、下ハ三つ子を限付取申候此外は落仕候ハハ、忝も両大明神可蒙罷御爵候」と述べているので、全員正確に登載されたようにみえるが、登載された家は作人さくじんの家に限定されるのであって、下人げじん以下の家を含むわけではない。それから厳島社領は熊野村の一部であるから、村全体の戸数や人口をあらわしてはいない。毛利氏の領国では、天正十六年(一五八八)から天正十九年(一五九二)にかけて実施された惣国検地の後、慶長三年(一五九八)から慶長五年(一六〇〇)にかけても領国内全域に検地が断行されている。いわゆる慶長検地で、このときには石高制に切替えられており、『野坂文書』所収、慶長五年(一六〇〇)十二月十九日付の厳島社領高辻覚たかつじおぼえ、および慶長六年(一六〇一)五月九日付の厳島社領高辻物成覚たかつじものなりおぼえに

表 3-2-1

区 分	軒 数
男性名 1 人の家	39軒
男性名 2 人の家	15
老人 1 人、男性名 1 人の家	1
老人男性 1 人の家	8
後家の家	2
空 家	5

よると、熊野村における厳島社領の総石高は五四八石六斗八升で、七ツ物成にして年貢は三八四石七升六合であったことが知られる。元和五年（一六一九）の安芸図御知行帳によれば、熊野村の村高は二七〇四石五升であるから、村内において厳島社領が占める割合は村全体のおよそ七分の一弱に過ぎないのである。そのことを念頭において人掃帳を分析検討してみる。

まず気付くことは家族全員の名、性別、年齢を登載していない。家長の場合は男性名を記しているが、男性の場合でも「男子」・「弟」とのみ記すことが多く、なかには「男子一人年九つ」・「男子一人年十六」と明記している。これは未成年の男性であることを示しているのである。一方、家長として男性名を記載している場合でも、その右肩に「年六十」・「年六十計」というように注記している。これは六十歳以上の老人であることを示しているのである。女性の場合はすべて「女房」・「うば」・「下女」・「娘」・「女子」と記されるのみで、

名も年齢も記さない。そうすると名を記された男性は二十一歳以上六〇歳未満であると推定され、陣夫役その他の夫役に徴発することが可能である成年男子ということになる。いま、男性名の有無を基準にして整理分類してみると、労役徴発可能な人名が一人の家は三九プラス一で四〇軒となり、同二人の家が一五軒となり、合計五五軒、七〇軒中五五軒で、およそ八割弱である。ところで老人男性一人のみの家が八軒、後家の家が二軒、空家五軒、合計一五軒が成年男子のいない家であって、成年男子二人の家数一五軒と符合する点が注目される。要するに、成年男子のいない家の分を成年男子二人の家が補填したことを示しており、結果としては七〇軒に成年男子は七〇人ということになり、一軒成年男子一人の原則

表 3-2-2

同居人数	家数	パーセント
0	5軒	7
1	1	1
2	31	44
3	17	24
4	12	17
5	3	4
6	1	1

表 3-2-3

夫	婦	2人	22軒	
夫	婦	2組	4人	6
夫婦2人と子	子	1人	15	
	子	2人	3	
	子	3人以上	0	
夫	婦	2組	4人と子	2

が守られて、人掃帳は作成されているのである。成年男子の数が実態を示しているとは考えられない。

つぎに一軒に同居する人数を整理してみると、二人だけ住んでいる家が三一軒と突出して多く、四四％を占め、次位の三人同居は一七軒で、首位の半分程度の二四％にすぎない。家族の人数が二人ないし三人の小人数家庭が実に七割近くを占めていることになる。

なお二人家族三一軒中、夫婦二人のみの家庭が二二軒あり、四人家族一二軒中、夫婦二組のみ四人の家庭が半数の六軒を占める。要するに、七〇軒のうちで子供のいない家が約四割も存在するのである。現実には考えられない現象といわねばなるまい。参考までに、三人家族一七軒中、夫婦と子供一人の家庭が一五軒あり、子供があっても一人っ子なのである。夫婦生活を営む者が五九組一一八人あり、そのうち夫が六〇歳以上の家庭は僅かに三組に過ぎないにもかかわらず、子供の数が極端に少ないという不自然さは納得しがたいところである。人掃帳への登載を省略したのではあるまいか。

このようにみると、人掃帳に登載された作人層の家とその家族は、当時の実態から相当かけ離れたものであり、この記載内容を用いて、一六世紀後半ごろの作人層の家族構成を論ずることは差控えておいた方がよからう。

最後に散使さんしについて述べておきたい。前掲の人掃帳の、千代松内侍給のうちに与三左衛門の名がみえる。彼の右肩に「さんし」と注記されている。これは散使のことで、年貢の徴収や夫役の割当抛出を担当する村役人である。